

境港市物品等契約に係る指名競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11第2項の規定に基づき、境港市が発注する物品の売買、役務の提供及び業務委託（測量、建設コンサルタント、補償関係コンサルタント、地質調査、道路及び公園の植栽・樹木剪定に係るものを除く。以下同じ。）の契約（以下「物品等契約」という。）に係る指名競争入札に参加する者の資格要件について定めるとともに、資格審査の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公示)

第2条 市長は、物品等契約に係る指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者の資格審査を行うため、必要な事項を定めて公示するものとする。

(資格要件)

第3条 入札に参加できる者は、次の要件をすべて満たすものとする。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者

ウ 申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

エ 手形の不渡り処分を受けた者及び決算の内容により経営状態が不健全であると認められる者

オ 境港市物品の購入等指名競争入札参加資格者等指名停止要綱（平成24年9月1日施行）第3条の規定による指名停止を受けている者

カ 境港市税（市民税、国民健康保険税、固定資産税及び軽自動車税をいう。以下同じ。）、国税（法人税又は所得税、消費税及び地方消費税）及び社会保険料を滞納している者

キ 代表者が境港市税を滞納している法人又は個人

ク 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等及びこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有すると認められる者（以下「暴力団関係者」という。）又は暴力団関係者を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人又は個人

(2) 営業を開始して1年以上の者であること。

(3) 取り扱いを希望する営業種目に関し、法令上必要な許認可を有すること。

(審査の申請及び受付時間)

第4条 入札に参加しようとする者は、指名競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、必要な資格の審査を受けなければならない。

(1) 取扱品目及び許認可届出書(様式第2号-1及び第2号-2)及び資格証・許可証の写し

(2) 暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿(様式第3号-1及び第3号-2)

(3) 境港市税の納付状況調査同意書(様式第4号)

※ 境港市と取引する事業所が境港市内にある場合

(4) 履歴事項全部証明書(商業・法人登記)又はその写し ※ 法人の場合

(5) 代表者身分証明書 ※ 個人の場合

(6) 直前決算に係る決算書の写し

(7) 法人税、消費税及び地方消費税に未納税額のない証明書 ※ 法人の場合

(8) 申告所得税、消費税及び地方消費税に未納税額のない証明書 ※ 個人の場合

(9) 社会保険料納入確認書(未納がないことの確認)

※ 法律上の加入義務がある場合

(10) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の申請書の受付期間は、市長が別に定める期間とする。

(登録名簿への登録等)

第5条 市長は、前条の申請書を受け付けたときはその内容を審査し、第3条に規定する要件を満たす者と認めたときは、境港市物品等契約希望者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登録するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、第3条に規定する要件を満たさない者と認めたときは、当該者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録した業者(以下「登録業者」という。)が、第3条に規定する要件を満たさないと認めたときは、当該者を登録名簿から除外するとともに、当該者にその旨を通知するものとする。

4 登録名簿は、透明性の向上を図るため閲覧に供することができる。

(登録の有効期間)

第6条 前条第1項による登録の有効期間は、市長が別に定める期間とする。

2 前条第3項により登録名簿から除外された者については、前項の規定にかかわらず、その除外された日の前日まで効力を有するものとする。

(登録内容の変更等の届出)

- 第7条 登録業者は、第4条第1項の規定により提出した申請書等の内容に変更が生じた場合は、指名競争入札参加資格者登録変更届（様式第5号）に変更事項を証する書類を添え、市長に届け出なければならない。
- 2 登録業者は、廃業等により営業できない場合又は登録を辞退したい場合は、指名競争入札参加資格者登録抹消届（様式第6号）を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、第1項又は前項の規定による届出を受け付けたときは、速やかに登録名簿を修正するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。